

た場合も、同様とする。

(取扱方針)

第88条 指定共同生活介護事業者は、第97条第2項において読み替えて準用する障害福祉サービス事業基準条例第17条に規定する共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、その者が引き続き当該指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、自らその行う指定共同生活介護の質の評価を行うとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、その提供する指定共同生活介護の質の改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第89条 サービス管理責任者は、第97条第2項において読み替えて準用する障害福祉サービス事業基準条例第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者の身体及び精神の状況並びに当該指定共同生活介護事業所における指定障害福祉サービス以外の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境等に照らし、その者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第90条 利用者に対する介護は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の身体及び精神の状況に応じて適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者とが共同で行なうよう努めなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第91条 指定共同生活介護事業者は、利用者に関する指定生活介護事業所等との連絡調整、その者の余暇活動の支援等に努めなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行う

ことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、その者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第92条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 第30条第1号、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事項
- (2) 入居定員
- (3) 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (4) 入居に当たっての留意事項
- (5) 非常災害対策
- (6) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第93条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定共同生活介護を提供することができるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の規定により従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行なうことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託することにより他の事業者に行なわせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、従業者及び管理者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第94条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第95条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第96条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、利用者への歯科医療の提供に関し当該歯科医療機関の

協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

(準用)

第97条 第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第20条、第22条、第27条、第34条から第40条まで及び第49条から第51条までの規定は、指定共同生活介護の事業、指定共同生活介護事業者及び指定共同生活介護事業所について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第92条」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第92条に規定する運営規程」と、「その他の」とあるのは「、第96条第1項の医療機関及び同条第2項の歯科医療機関その他の」と、第49条第2号中「若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「又は特例介護給付費」と、第51条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第97条第2項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第97条第1項において準用する前条第1項」と、同項第3号中「第49条」とあるのは「第97条第1項において準用する第49条」と、同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第97条第2項」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第97条第1項において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第39条第2項」とあるのは「第97条第1項において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第17条、第19条、第24条、第28条、第31条及び第47条の規定は、指定共同生活介護の事業、指定共同生活介護事業者及び指定共同生活介護事業所について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「この章」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第7章」と読み替えるものとする。

第8章 機能訓練

第1節 機能訓練

(従業者)

第98条 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの（以下この章において「機能訓練」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定機能訓練」という。）の事業を行う者（以下この章において「指定機能訓練事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定機能訓練事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。以下この条において同じ。）
 - (2) 理学療法士又は作業療法士
 - (3) 生活支援員
 - (4) サービス管理責任者
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
- 3 第1項各号に掲げる指定機能訓練事業所の従業者は、専ら当該指定機能訓練事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第99条 第6条、第8条から第22条まで、第27条、第34条から第40条まで、第49条、第51条及び第54条の規定は、指定機能訓練の事業、指定機能訓練事業者及び指定機能訓練事業所について準用する。この場合において、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第99条第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第35条に規定する運営規程（第34条において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第99条第2項において準用する同条例第48条の医療機関その他の」と、第49条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第51条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第99条第2項」と、「療養介護計画」とあるのは「機能訓練計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第99条第1項において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第49条」とあるのは「第99条第1項において準用する第49条」と、同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第99条第2項」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第99条第1項において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第39条第2項」とあるのは「第99条第1項において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条、第31条、第35条、第37条（第1項ただし書を除く。）、第44条、第45条、第47条、第48条、第50条、第52条及び第53条の規定は、指定機能訓練の事業、指定機能訓練事業者及び指定機能訓練事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第99条第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「機能訓練計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「機能訓練計画」と、同条第7項中「半年」とあるのは「3月」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第99条第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第8章」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第3号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1項第4号の支給決定障害者」と、障害福祉サービス事業基準条例第53条第1項中「第61条第1項に規定する就労移行支援事業者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第109条第1項に規定する指定就労移行支援事業者」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当機能訓練

(定義)

第100条 この条例において「基準該当機能訓練」とは、機能訓練に係る基準該当障害福祉サービス（第122条第3号に規定する特定基準該当機能訓練を除く。）をいう。

2 この条例において「基準該当機能訓練事業者」とは、基準該当機能訓練の事業を行う者をいう。

（基準該当機能訓練の基準）

第101条 基準該当機能訓練の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 規則で定める指定通所介護事業者であって、地域において機能訓練が提供されていないことなどにより機能訓練を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

(2) 基準該当機能訓練を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第102条 前条に定めるもののほか、基準該当機能訓練の事業の運営の基準は、第99条第1項において準用する第20条に定めるところによる。この場合における同条の規定の適用については、同条中「指定居宅介護等事業者」とあるのは、「基準該当機能訓練事業者」とする。

第9章 生活訓練

第1節 生活訓練

（従業者）

第103条 自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの（以下「生活訓練」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活訓練」という。）の事業を行う者（以下この章において「指定生活訓練事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活訓練事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 生活支援員

(2) 健康上の管理等をする必要がある者が利用する指定生活訓練事業所にあっては、看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）

(3) 宿泊型自立訓練（生活訓練のうち、居室その他の設備において利用者の家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行うものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る指定生活訓練の提供を行う事業所にあっては、地域移行支援員

(4) サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 指定生活訓練事業所の従業者は、専ら当該指定生活訓練事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならぬ。ただし、宿泊型自立訓練に係る指定生活訓練の提供を行う指定生活訓練事業所において、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（サービスの提供の記録）

第104条 指定生活訓練事業者は、指定生活訓練を提供した場合は、その期日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。この場合において、宿泊型自立訓練以外の指定生活訓練を提供したときは、その提供の都度記録しなければならない。

2 前項の規定による記録には、当該記録に係る指定生活訓練の提

供を受けたことについて支給決定障害者等の確認を受けなければならない。

（準用）

第105条 第6条、第8条から第17条まで、第19条から第22条まで、第27条、第34条から第40条まで、第49条、第51条、第54条及び第87条の規定は、指定生活訓練の事業、指定生活訓練事業者及び指定生活訓練事業所について準用する。この場合において、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第105条第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第35条に規定する運営規程（第34条において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第105条第2項において準用する同条例第48条の医療機関その他の」と、第21条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（規則で定める者を除く。）」と、第49条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第51条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活訓練計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第104条第1項」と、同項第3号中「第49条」とあるのは「第105条第1項において準用する第49条」と、同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第105条第1項において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第39条第2項」とあるのは「第105条第1項において準用する第39条第2項」と、第87条中「支給決定障害者である利用者」とあるのは「支給決定障害者（規則で定める者に限る。以下この条において同じ。）である利用者」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条、第31条、第35条、第44条、第45条、第47条、第48条、第52条、第53条、第55条及び第57条（第1項ただし書、第6項及び第7項を除く。）の規定は、指定生活訓練の事業、指定生活訓練事業者及び指定生活訓練事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第105条第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活訓練計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活訓練計画」と、同条第7項中「半年」とあるのは「3月」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第105条第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第9章」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第3号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1項第4号の支給決定障

害者」と、障害福祉サービス事業基準条例第53条第1項中「第61条第1項に規定する就労移行支援事業者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第109条第1項に規定する指定就労移行支援事業者」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当生活訓練

(定義)

第106条 この条例において「基準該当生活訓練」とは、生活訓練に係る基準該当障害福祉サービス（第122条第3号に規定する特定基準該当生活訓練を除く。）をいう。

2 この条例において「基準該当生活訓練事業者」とは、基準該当生活訓練の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当生活訓練事業所」とは、基準該当生活訓練の事業を行う事業所をいう。

(基準該当生活訓練の基準)

第107条 第101条の規定は、基準該当生活訓練の事業、基準該当生活訓練事業者及び基準該当生活訓練事業所について準用する。

第108条 前条に定めるもののほか、基準該当生活訓練の事業の運営の基準は、第105条第1項において準用する第20条に定めるところによる。この場合における同条の規定の適用については、同条中「指定居宅介護等事業者」とあるのは、「基準該当生活訓練事業者」とする。

第10章 就労移行支援

(従業者)

第109条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業を行う者（以下この章において「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、認定就労移行支援事業所（就労移行支援事業所のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項又は第18条の2第1項の規定により文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設をいう。次条において同じ。）には、就労支援員を置かないことができる。

(1) 職業指導員及び生活支援員

(2) 就労支援員

(3) サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。

5 就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

6 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(準用等)

第110条 第6条、第8条から第16条まで、第18条から第22条まで、第27条、第34条から第40条まで、第49条、第51条、第54条（指定就労移行支援事業所が認定就労移行支援事業所である場合を除く。）及び第87条の規定は、指定就労移行支援の事業、指定就労移行支援事業者及び指定就労移行支援事業所について準用する。この場合において、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、

「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第110条第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第35条に規定する運営規程（第34条において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第110条第2項において準用する同条例第48条の医療機関その他の」と、第21条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（規則で定める者を除く。）」と、第49条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第51条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第110条第2項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第110条第1項において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第49条」とあるのは「第110条第1項において準用する第49条」と、同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第110条第2項」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第110条第1項において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第39条第2項」とあるのは「第110条第1項において準用する第39条第2項」と、第87条中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く」とあるのは「規則で定める者に限る」と、読み替えるものとする。

2 障碍福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条、第31条、第35条、第37条（第1項ただし書を除く。）、第42条から第45条まで、第47条、第48条、第52条、第60条及び第62条から第65条までの規定は、指定就労移行支援の事業、指定就労移行支援事業者及び指定就労移行支援事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第110条第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第7項中「半年」とあるのは「3月」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第110条第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第10章」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第3号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1項第4号の支給決定障害者」と、障害福祉サービス事業基準条例第62条第1項中「第66条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第110条第2項」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第37条（第1項ただし書を除く。）の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所の設備の基準は、第109条第1項に規定する文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設として必要とされる設備を有することとする。

第11章 就労継続支援A型

(従業者)

第111条 就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業を行う者（以下この章において「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 職業指導員及び生活支援員
- (2) サービス管理責任者
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
- 3 指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(指定就労継続支援A型事業者の要件)

第112条 指定就労継続支援A型事業者は、社会福祉法人以外の者である場合は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条第1項に規定する子会社以外の者でなければならない。

(準用)

第113条 第6条、第8条から第16条まで、第18条から第22条まで、第27条、第34条から第40条まで、第49条、第51条及び第54条の規定は、指定就労継続支援A型の事業、指定就労継続支援A型事業者及び指定就労継続支援A型事業所について準用する。この場合において、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第113条第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第35条に規定する運営規程（第34条において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第113条第2項において準用する同条例第48条の医療機関その他の」と、第49条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第51条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第113条第2項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第113条第1項において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第49条」とあるのは「第113条第1項において準用する第49条」と、同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第113条第2項」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第113条第1項において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第39条第2項」とあるのは「第113条第1項において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条、第31条、第35条、第42条第1項及び第3項、第44条、第45条、第47条、第48条、第52条、第65条、第67条、第70条（第1項ただし書を除く。）並びに第74条から第79条までの規定は、指定就労継続支援A型の事業、指定就労継続

支援A型事業者及び指定就労継続支援A型事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第113条第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第113条第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第11章」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第3号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1項第4号の支給決定障害者」と、障害福祉サービス事業基準条例第42条の見出し及び同条第1項中「生産活動」とあるのは「就労」と、同条第3項中「生産活動の機会」とあるのは「就労の機会」と、「生産活動の能率」とあるのは「作業の能率」と、障害福祉サービス事業基準条例第75条第1項中「前条本文」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第113条第2項において準用する前条本文」と、同条第2項及び第3項中「前条ただし書」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第113条第2項において準用する前条ただし書」と、同項中「前項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第113条第2項において準用する前項」と、障害福祉サービス事業基準条例第76条中「第80条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第113条第2項」と読み替えるものとする。

第12章 就労継続支援B型

第1節 就労継続支援B型

(準用)

第114条 第6条、第8条から第16条まで、第18条から第22条まで、第27条、第34条から第40条まで、第49条、第51条、第54条及び第111条の規定は、就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業、当該事業を行う者（次項において「指定就労継続支援B型事業者」という。）及び指定就労継続支援B型事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援B型事業所」という。）について準用する。この場合において、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第114条第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第35条に規定する運営規程（第34条において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第114条第2項において準用する同条例第48条の医療機関その他の」と、第49条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第51条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第114条第2項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続

支援B型計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第114条第1項において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第49条」とあるのは「第114条第1項において準用する第49条」と、同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第114条第2項」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第114条第1項において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第39条第2項」とあるのは「第114条第1項において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条、第31条、第35条、第42条、第44条、第45条、第47条、第48条、第52条、第70条、第76条から第78条まで、第81条及び第82条の規定は、指定就労継続支援B型の事業、指定就労継続支援B型事業者及び指定就労継続支援B型事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第114条第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第114条第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第12章」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第3号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1項第4号の支給決定障害者」と、障害福祉サービス事業基準条例第76条中「第80条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第114条第2項」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当労継続支援B型

（定義）

第115条 この条例において「基準該当労継続支援B型」とは、就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第122条第3号に規定する特定基準該当労継続支援B型を除く。）をいう。

2 この条例において「基準該当労継続支援B型事業者」とは、基準該当労継続支援B型の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当労継続支援B型事業所」とは、基準該当労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。

（基準該当労継続支援B型事業者の要件）

第116条 基準該当労継続支援B型事業者は、社会福祉法第2条第2項第7号又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設を経営していなければならない。

2 基準該当労継続支援B型事業者は、基準該当労継続支援B型事業所ごとに、保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第50号。次項において「保護施設基準条例」という。）第33条各号に掲げる職員のうちから1人以上の者をサービス管理責任者として選任しなければならない。

3 基準該当労継続支援B型事業所には、保護施設基準条例に定

める授産施設として必要とされる設備を設けなければならない。（運営規程）

第117条 基準該当労継続支援B型事業者は、基準該当労継続支援B型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 第30条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる事項
- (2) 基準該当労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (3) サービスの利用に当たっての留意事項
- (4) 非常災害対策
- (5) その他運営に関する重要事項
（その他の基準）

第118条 前2条に定めるもののほか、基準該当労継続支援B型の事業の運営の基準は、第114条（第1項中第12条、第21条、第22条第1項、第54条及び第111条並びに第2項中障害福祉サービス事業基準条例第24条、第26条、第35条、第44条、第70条及び第82条第3項の規定を準用する部分を除く。）に定めるところによる。

第13章 共同生活援助

（基本方針）

第119条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者）

第120条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下この章において「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定共同生活援助事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 世話人
- (2) サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第121条 第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第20条、第22条、第27条、第34条から第40条まで、第49条から第51条まで及び第83条から第96条まで（第90条第1項並びに第93条第3項ただし書及び第4項を除く。）の規定は、指定共同生活援助の事業、指定共同生活援助事業者及び指定共同生活援助事業所について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第121条第1項において準用する第92条に規定する運営規程（第34条において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第121条第1項において準用する第96条第1項の医療機関及び同条第2項の歯科医療機関その他の」と、第49条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第51条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第121条第2項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生

活援助計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第121条第1項において準用する前条第1項」と、同項第3号中「第49条」とあるのは「第121条第1項において準用する第49条」と、同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第121条第2項」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第121条第1項において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第39条第2項」とあるのは「第121条第1項において準用する第39条第2項」と、第89条第3号及び第91条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「第103条第1項に規定する指定生活訓練事業所」と、第90条第3項中「介護又は家事等」とあるのは「家事等」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第17条、第19条、第24条、第28条、第31条及び第47条の規定は、指定共同生活援助の事業、指定共同生活援助事業者及び指定共同生活援助事業所について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「この章」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第13章」と読み替えるものとする。

第14章 雜則

(特例)

第122条 次に掲げる事業者又は事業所に関するこの条例に定める基準の特例は、規則で定める。

(1) 多機能型事業所（指定生活介護、指定機能訓練、指定生活訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の事業並びに指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第66号）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）、指定医療型児童発達支援（同条例第54条に規定する指定医療型発達支援をいう。）及び指定放課後等デイサービス（同条例第58条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（同条例の事業のみを行う場合を除く。）をいう。）

(2) 指定共同生活介護及び指定共同生活援助の事業を一体的に行う事業所

(3) 特定基準該当生活介護（障害福祉サービスを利用することができる困難な地域として規則で定める地域において提供する基準該当生活介護をいう。）、特定基準該当機能訓練（当該地域において提供する基準該当機能訓練をいう。）、特定基準該当生活訓練（当該地域において提供する基準該当生活訓練（利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行う生活訓練を除く。）をいう。）及び特定基準該当就労継続支援B型（当該地域において提供する基準該当就労継続支援B型をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者

(補則)

第123条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年10月1日前から引き続き病院その他の規則で定める施設の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活介護又は指定共同生活援助の事業を行っている者は、第84条第2項（第121条第1項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護又は指定共同生活援助の事業を行うことができる。この条例の施行の際現に当該施設以外の施設の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活介護又は指定共同生活援助の事業を行っている者についても、同様とする。

3 当分の間、平成18年10月1日前から引き続き存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者福祉ホーム（法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者福祉ホームをいい、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築又は改築等によりその構造を変更したもの（以下この項において「旧身体障害者福祉法」という。）において行われる指定共同生活介護又は指定共同生活援助の事業に対する第84条第7項（第121条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「10人以下」とあるのは、「30人以下」とする。

4 当分の間、法附則第41条第1項又は第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）（以下この項において「旧身体障害者福祉法」という。）に規定する身体障害者療護施設若しくは身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの又は法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11の規定により知事に指定された知的障害者更生施設若しくは特定知的障害者授産施設（これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築又は改築等により建物の構造を変更したもの（以下この項において「旧身体障害者福祉法」という。）において、指定療養介護、指定生活介護、指定機能訓練、指定生活訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設には、第46条第1項並びに第55条第2項、第99条第2項及び第110条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第37条第1項第5号、第105条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第57条第1項第5号並びに第113条第2項及び第114条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第70条第1項第5号の規定にかかわらず、多目的室を設けないことができる。

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

障害者支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第61号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 療養介護（第4条－第32条）
- 第3章 生活介護（第33条－第49条）
- 第4章 機能訓練（第50条－第54条）
- 第5章 生活訓練（第55条－第59条）
- 第6章 就労移行支援（第60条－第66条）
- 第7章 就労継続支援A型（第67条－第80条）
- 第8章 就労継続支援B型（第81条－第83条）
- 第9章 雜則（第84条・第85条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定により、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害福祉サービス事業 法第80条第1項に規定する障害福祉サービス事業をいう。
 - (2) 就労継続支援A型 就労継続支援のうち、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をいう。
 - (3) 就労継続支援B型 就労継続支援のうち、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

(一般原則)

第3条 障害福祉サービス事業を行う者（以下この条において「障害福祉サービス事業者」という。）は、利用者の意向、適性及び障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づきその者に障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、その者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常にその者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 療養介護

(基本方針)

第4条 療養介護の事業は、病院において機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって常時介護を必要とするものに対して、その者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(構造設備)

第5条 療養介護の事業を行う者（以下この章において「療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「療養介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等のその者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 療養介護事業所の内装等には、木材の利用に努めなければならない。

(管理者の資格要件)

第6条 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

(運営規程)

第7条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要な事項

(非常災害対策)

第8条 療養介護事業者は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第9条 療養介護事業者は、その職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第17条第1項に規定する療養介護計画
- (2) 第28条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、その理由等の記録
- (3) 第30条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (4) 第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録